

四日市市告示第491号

四日市市指定介護予防支援事業所の指定等に必要な書類に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年9月28日

四日市市長 森 智 広

四日市市指定介護予防支援事業所の指定等に必要な書類に関する要綱の一部を改正する要綱

四日市市指定介護予防支援事業所の指定等に必要な書類に関する要綱（平成18年四日市市告示第128号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（要綱第2条（2）関係） 指定介護予防支援事業所指定申請に係る添付書類一覧		別表（要綱第2条（2）関係） 指定介護予防支援事業所指定申請に係る添付書類一覧	
番号	添付書類	番号	添付書類
1	申請者の登記事項証明書又は条例等	1	申請者の <u>定款、寄付行為等及びその</u> 登記事項証明書又は条例等
2	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	2	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表
3	<u>事業所の平面図</u>	3	<u>管理者の経歴</u>
4	<u>運営規程</u>	4	<u>事業所の平面図</u>
5	<u>利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要</u>	5	<u>運営規程</u>
6	<u>関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容</u>	6	<u>利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要</u>
7	<u>介護保険法に定められた違反要件等に該当しないことを誓約する書面</u>	7	当該申請に係る資産の状況
		8	<u>関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容</u>
		9	<u>介護予防サービス計画費の請求に</u>

8	<u>その他指定に関し市長が必要と認める事項を証する書類</u>		<u>関する事項</u>
		<u>1</u>	<u>介護保険法に定められた違反要件</u>
		<u>0</u>	<u>等に該当しないことを誓約する書面</u>
		<u>1</u>	<u>役員の氏名等</u>
		<u>1</u>	
		<u>1</u>	<u>その他指定に関し市長が必要と認</u>
		<u>2</u>	<u>める事項を証する書類</u>

付表 1 - 1 を次のように改める。

付表 1 - 1 (要綱第 2 条 (1) 関係)

指定介護予防支援事業所の登録に係る記載事項

事業所	フリガナ					
	名称					
	所在地	(郵便番号 -) 県 都市				
	連絡先	電話番号			FAX 番号	
当該事業の実施について定めてある定款・寄附行為等の条文					第 条第 項第 号	
管理者	フリガナ			住所	(郵便番号 -)	
	氏名					
	生年月日			指定介護予防支援事業所における他の職務		
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務 (兼務の場合記入)	名称			兼務する職種及び勤務時間等	
事業開始時の利用者の推定数		人				
従業者の職種・員数	担当職員		その他の職員 (事務職員等)			
	専従		兼務		専従	兼務
	常勤 (人)					
	非常勤 (人)					
主な揭示事項	営業日					
	営業時間					
	利用料	法定代理受領分以外				
	その他の費用					
	通常の事業実施地域					
添付書類	別添のとおり					

- 備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
- 2 「主な揭示事項」については、本欄の記載を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。
- 3 出張所等がある場合、所在地、営業時間等を別様にして記載してください。また、従業者については、本様式に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。
- 4 「担当職員」については、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 37 号) 第 2 条に規定する担当職員の員数を記載してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に、改正前の四日市市指定介護予防支援事業所の指定等に必要な書類に関する要綱の規定に基づいて作成した申請書の用紙は、当分の間、これを使用することができる。

(健康福祉部介護・高齢福祉課)